

平成28年第1回宇都宮市公平委員会

日 時 平成28年3月18日(金)午後3時30分
場 所 宇都宮市役所5階 5A会議室

平成28年第1回宇都宮市公平委員会次第

3月18日(金) 午後3時30分
宇都宮市役所5階 5A会議室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
 - 日程第1 議案第1号 事務職員の任免について
 - 日程第2 議案第2号 職員相談員の任免について
 - 日程第3 議案第3号 再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則の
制定
 - 日程第4 議案第4号 不利益処分についての不服申立てに関する規則及び
職員の苦情の処理に関する規則の一部改正
 - 日程第5 議案第5号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第1号

事務職員の任免について

次の者を平成28年4月1日付けで宇都宮市公平委員会事務職員に併任し、又は併任を免ずる。

平成28年3月18日提出

委員長 白井裕己

1 併任する者

(1) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 青山由典

(2) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 中村有希

2 併任を免ずる者

(1) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 山川治人

(2) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 後藤 亮

議案第2号

職員相談員の任免について

次の者を平成28年4月1日付けで職員相談員に命じ、又は職員相談員を免ずる。

平成28年3月18日提出

委員長 白井裕己

1 職員相談員に命じる者

- (1) 事務職員（書記） 青山由典
- (2) 事務職員（書記） 中村有希

2 職員相談員を免ずる者

- (1) 事務職員 山川治人
- (2) 事務職員 後藤亮

議案第3号

再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則の制定

再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則を次のとおり制定する。

平成28年3月18日提出

委員長 白 井 裕 己

再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、公平委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部改正

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年3月18日提出

委員長 白井裕己

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和27年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第1条中「又は異議申し立て(以下「不服申立て」という。)」を削る。

第2条第1項中「又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)」を削り、同条第2項中「, 異議申立てをする者を異議申立人と」を削り、「行なつた者」を「行つた者」に、「行なつた後」を「行つた後」に改める。

第3条第3項中「住所」の右に「又は居所」を加える。

第4条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第2章 不服申立て」を「第2章 審査請求」に改める。

第5条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、「提出しなければならない」を「提出してしなければならない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「不服申立書」を「審査請求書」に、「次の各号」を「次」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第1号中「, 住所及び生年月日」を「及び住所又は居所」に改め、同項第6号中「不服」を「審査請求」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、

「つどすみやかに」を「都度速やかに」に改める。

第6条の見出しを「(審査請求の受理及び却下)」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条の2第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「住所」の右に「又は居所」を加え、同条第10項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「住所」の右に「又は居所」を加え、同条第12項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「住所」の右に「又は居所」を加える。

第10条の見出しを「(審査請求の取下)」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定(以下「判定」という。)」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「すみやかに判定」を「速やかに裁決」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「判定書」を「裁決書」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項中「判定」を「裁決」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「判定」を

「裁決」に改める。

第18条第1項中「判定」を「裁決」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改める。

第20条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第2条 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「同法第49条の2」を「法第49条の2第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号。以下「整備法」という。)第41条の規定による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。)第49条の2第1項の規定による審査請求について適用し、施行日前にされた整備法第41条の規定による改正前の地方公務員法(以下「旧法」という。)第49条の2第1項の規定による不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第4条第3項の規定は、施行日以後にされた新法第49条の2第1項の規定による審査請求について適用し、施行日前にされた旧法第49条の2第1項の規定による不服申立てについては、なお従前の例による。

議案第 5 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 28 年 3 月 18 日提出

委員長 白 井 裕 己

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の部中「事務局長 参事」を「事務局長」に改め、同表市長部局の部出先機関の款保健所の項中「副所長 副参事」を「副所長」に改め、同表選挙管理委員会事務局の部中「事務局長 副参事」を「事務局長」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。